

上場会社の役職員によるインサイダー取引規制違反に係る規則改正

『近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について』
 (平成24年12月25日:インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告書抜粋)

金融商品取引所においては、不正な情報伝達を行った者の所属する上場会社に対し、情報管理に関する先進的な取組み事例等の情報提供や注意喚起を行うなどの取組みを行うことによって、市場の公正性を確保し、適正な取引環境を整備していくことが求められる。(以下、省略)



上場会社への点検要請等 【東証自主規制法人 業務規程の改正】

＜行政庁による措置がなされた場合＞

(例：証券取引等監視委員会による課徴金納付命令勧告)

- 上場会社の役職員がインサイダー取引、不正な情報伝達行為・取引推奨行為を行ったとして行政庁により課徴金納付勧告命令等の措置がなされた場合、必要があると認めるときは、上場会社の社内体制について再点検を実施するよう求めるものとする。
- この点検要請とともに、再点検の結果、当該上場会社において社内体制に
 - ① 問題がないと判断した場合にはその旨及び理由を
 - ② 問題があると判断した場合には改善措置等を記載した書面を提出することを求めるものとする。

＜行政庁による措置がなされなかった場合＞

- 当法人の売買審査の結果、上場会社の役職員にインサイダー取引規制違反のおそれが認められた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときに必要があると認められた場合には、上場会社の社内体制について再点検を実施するよう求めるものとする。

※ 上場会社の役職員が、会社関係者としてではなく情報受領者の地位に基づきインサイダー取引を行ったと認められた場合は、通常は当該上場会社の社内体制の問題とは考えられないため、点検要請等の対象とはしない。